

●香川県告示第467号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、詫間加入区について、平成17年香川県告示第612号による保険に付すべき義務は、平成21年10月3日限り消滅したので告示する。

平成21年10月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀